

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により、教育次長等の任免について専決処分を行う。

平成24年3月23日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

報告第4号

教育庁職員の任免についての専決処分報告

教育次長等の任免について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求めます。

平成24年3月29日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

教育長、教育次長、参事及び教育庁等の所属長の任免については、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第1条の規定において教育委員会の議決事項とされているところですが、教育委員会を開催するいとまがないと認められたことから、同規則第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

教育次長等の任免について

教育次長等について、次のとおり発令する。

【平成24年3月31日付け】

現 在 職	氏 名
教育次長	山 田 芳 浩
総務課長	佐 々 木 則 夫

知事の事務部局へ出向を命ずる

【平成24年4月1日付け】

新 任 職	現 在 職	氏 名
教育次長	総務部参事（兼）財政課長	粟 津 尚 悦
総務課長	子育て支援課長	深 井 智

（頭書）を命ずる